

くまもとの木を活かす木造建築物等推進事業事務取扱要領

一般社団法人熊本県木材協会連合会以下（「県木連」という。）が実施するくまもとの木を活かす木造建築物等推進事業については、熊本県が定めたくまもとの木を活かす木造建築物等推進事業実施要領のほか、この「くまもとの木を活かす木造建築物等推進事業事務取扱要領」（以下「事務取扱要領」という。）によるものとする。

1. 事業内容

提供県産資材

スギ柱材、スギ梁桁材、スギ・ヒノキ内装材、スギ・ヒノキ複合構造用合板のいずれか2種類までとする。

提供数量

- 木造住宅を新築する者
一戸あたり189,000円相当（柱10.5cm角60本相当）の県産木材を提供する。
- 木造住宅を増改築（リフォーム）する者
増改築（リフォーム）に使用する県産木材数量の1/2とする。ただし、189,000円相当（柱10.5cm角60本相当）の県産木材を上限とする。
- 事業所などの不特定多数の人が訪れる建物を新築する者
一戸あたり567,000円相当（柱10.5cm角180本相当）の県産木材を提供する。
- 事業所などの不特定多数の人が訪れる建物を増改築（リフォーム）する者
増改築（リフォーム）に使用する県産木材数量の1/2とする。ただし、567,000円相当（柱10.5cm角180本相当）の県産木材を上限とする。
- 伝統構法住宅を新築する者
一戸あたり252,000円相当（柱10.5cm角80本相当）の県産木材を提供する。

2. 採択条件

- 木造住宅を新築又は増改築（リフォーム）する者
- ①応募者は県内に事業所のある工務店等であり、申請する住宅は県内に新築又は増改築（リフォーム）するものであること。
- ②県産木材を構造材に50%以上使用すること。増改築（リフォーム）の場合は建築に使用する木材のうち、県産木材を50%以上使用すること。
- ③提供された県産木材の一部を竣工後目に見える形で施工すること。
- ④当該住宅に居住する施主と工事請負契約を締結しており、かつ、本事業への申請及び事業実施を証する提供木製プレートの掲示について了承を得ていること。
- ⑤提供された県産資材を令和8年3月13日までに活用すること。
- ⑥県が実施する広報用写真撮影や、提供された県産資材を使用した住宅の構造・完成見学会など、展示PRの場として協力するとともに、完成後のアンケートに協力すること。
- ⑦提供された県産資材を使用した住宅を活用し、自社ホームページでのPRや構造・

完成見学会等の開催など、木造住宅の良さや県産材活用の意義等について周知啓発に努めること。

⑧申請する住宅において、申請者と施主共に市町村からの補助や助成を受けていないこと。

⑨申請は1工務店等（申請者）につき、一般住宅、伝統構法住宅各々1住宅に限ることとする。

●事業所などの不特定多数の人が訪れる建物を新築又は増改築（リフォーム）する者

①応募者は県内に事業所のある工務店等であること。

②県産木材を構造材に50%以上使用すること、増改築（リフォーム）の場合は建築に使用する木材のうち、県産木材を50%以上使用すること。

③提供された県産木材の一部を竣工後目に見える形で施工すること。

④県内に新築又は増改築（リフォーム）する建物であり、居住とは別棟であること。

⑤施主と工事請負契約を締結しており、かつ、本事業への申請及び県産木材と併せて事業実施を証する提供木製プレートの掲示について了承を得ていること。

⑥提供された県産資材を令和8年3月13日までに活用すること。

⑦県が実施する広報用写真撮影や、提供をされた県産資材を使用した建物の構造・完成見学会など、展示PRの場として協力するとともに、完成後のアンケートに協力すること。

⑧提供された県産資材を使用した建物を活用し、自社ホームページでのPRや構造・完成見学会等の開催など、木造住宅の良さや県産材活用の意義等について周知啓発に努めること。

⑨申請する建築物において、申請者と施主共に市町村からの補助や助成を受けていないこと。

●伝統構法住宅を新築する者

①応募者は県内に事業所のある工務店等であり、申請する住宅は県内に新築するものであること。

②構造材（柱、梁及び足固め材）は県産木材を使用すること。

③提供された県産木材の一部を竣工後目に見える形で施工すること。

④当該住宅に居住する施主と工事請負契約を締結しており、かつ、本事業への申請及び事業実施を証する提供木製プレートの掲示について了承を得ていること。

⑤提供された県産資材を令和8年3月13日までに活用すること。

⑥県が実施する広報用写真撮影や、提供された県産資材を使用した住宅の構造・完成見学会など、展示PRの場として協力するとともに、完成後のアンケートに協力すること。

⑦提供された県産資材を使用した住宅を活用し、自社ホームページでのPRや構造・完成見学会等の開催など、木造住宅の良さや県産材活用の意義等について周知啓発に努めること。

⑧「くまもと型伝統構法を用いた木造建築物設計指針」に基づいた設計であること。

⑨申請する住宅において、申請者と施主共に市町村からの補助や助成を受けていないこと。

こと。

⑩申請は1工務店等（申請者）につき、一般住宅、伝統構法住宅各々1住宅に限ることとする。

注1）この事業の構造材とは、構造耐力上主要な部分に使用する製材のうち、木材軸組工法は土台、大引、管柱、通し柱、梁・桁・胴差し、棟木・母屋とし、枠組壁工法又はプレハブ工法は土台、壁の上枠、壁のたて枠、壁の下段、構造用合板とする。

注2）この事業の増改築（リフォーム）は、建築確認が必要な建築を対象とする。

3. 申 請

提供を希望する者（以下「申請者（工務店等）」という。）は、県木連に申請書類を募集期間内に提出するものとする。

なお、申請にあたっては次の書類を提出するものとする。

申請書 ・第1号様式 申請書

添付書類 ・第2号様式 木材使用内訳書

・第3号様式 申請にあたっての確認書

・建築確認済証（写）

但し、申請時点で建築確認済証が交付されていない場合は、建築確認申請書（写）を添付し、建築確認後、建築確認済証（写）を提出すること。建築確認済証（写）の提出が無い場合は県産資材の提供は行わない。

・確認申請時に添付した平面図、立面図、建築場所までの案内図

提供を受ける県産資材の使用箇所を平面図等にマーキングすること。

・柱材以外の希望の場合は提供予定木材の使用箇所が確認出来る図面等。

・伝統構法住宅は「くまもと型伝統構法適用チェック一覧表」及び図面（平面図、立面図、断面図、軸組図、伏図）等

4. 提供者の決定

県木連は、提出された申請書類の内容審査のうえ提供者を決定し、申請者（工務店等）に対して提供の有無について通知する。なお、応募多数の場合には抽選により決定する。

伝統構法住宅については、申請書に不備がなく正式に受付を行ったものから先着により決定することとする。

提供材のうち梁・桁の材積量が多く含まれる申請の場合は優先採択する。

当選後、何らかの理由により辞退された場合は追加にて募集を行う。

また、事業所などの不特定多数の人が訪れる建物を新築又は増改築（リフォーム）する者への県産材の提供は、本会に設置する選定会で決定することとする。

5. 変 更

申請者（工務店等）は、申請内容に変更が生じた場合、速やかに県木連に変更になった事柄について報告し、承認を得るものとする。

6. 提供資材の引渡し

1）申請者（工務店等）若しくは代理者に対する木材の引渡は、原則として県木連が指定した県内数カ所の引渡場所で行う。木材の引渡日時・引渡場所等について

相互に確認のうえ行うものとする。

なお、引渡場所から建築現場等への運搬は、申請者（工務店等）若しくは代理者がおこなうものとする。

- 2) 申請者（工務店等）若しくは代理者は木材の引渡の際に、当選決定通知ハガキと記名押印した受領書（第4号様式）を引渡場所の担当者に提出すること。

7. 木材の使用届

申請者（工務店等）は提供を受けた県産材の使用もしくは施工後、速やかに「使用届」（第5号様式）及び施工写真（内観・外観）を添付し県木連に提出すること。

8. 調査について

県木連は、使用届（第5号様式）受理後、必要に応じて実態調査を行う事ができるものとする。

なお、申請者（工務店等）は、正当な理由なく調査を拒んではならないものとする。

9. 辞退について

当選後、やむを得ない理由により辞退するときは、速やかに辞退届（第6号様式）を県木連に提出すること。ただし、県木連が県産木材の発注後の辞退は認めない。

10. 事業の中止及び返還

申請内容と現場状況等に相違があり、改善の見込みがないと認められる場合は、県木連は提供木材の相当額を申請者（工務店等）から返還を求める事ができる。

なお天災等によるものは、この限りでは無いこととする。

附 則

1. この要領は、令和7年9月1日から施行する。